

(その1)

収 支 報 告 書 (5 年 分)

(ふりがな)

1 政治団体の名称

明るく活力ある加西を創る会

2 主たる事務所の所在地

兵庫県加西市山下町142番地

3 代表者の氏名

衣笠利則

4 会計責任者の氏名

衣笠元子

政治団体の区分

- | | |
|--------------------------------------|--|
| ☐ 政 党 | ☐ 政治資金規正法第18条の2 |
| ☐ 政 党 の 支 部 | 第1項の規定による政治団体 |
| ☐ 政 治 資 金 団 体 | (年 月 日開催分) |
| | ☒ その他の政治団体 |
| | ☐ その他の政治団体の支部 |

活動区域の区分

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ☐ 2以上の都道府県の区域等 | ☒ 兵 庫 県 内 |
|---------------------------------------|---|

資金管理団体の指定の有無

- | |
|--|
| ☐ 有 (下の欄にも記入) |
| ☒ 無 (下の欄は空欄) |
| 公職の種類
(現職・候補者の別) |
| 資金管理団体
の届出をした
者の氏名 |

国会議員関係政治団体の区分

- | |
|---|
| ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体 |
| ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体 |
| 公職の候補者
の氏名 |
| 公職の種類
(現職・候補者の別) |

資金管理団体の指定の期間

(1月1日～12月31日の場合は記入不要)
(年の途中で指定又は取消した場合のみ記入)

年	月	日から
年	月	日まで

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間

(1月1日～12月31日の場合は記入不要)
(年の途中で該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入)

年	月	日から
年	月	日まで

整理番号

全国・県内
その他
22

(注) 報告書作成にあたっては「収支報告書記載例」を参照してください。

(受付印)

兵庫県選挙管理委員会

6.1.19

第

号

事務担当者の氏名
(収支報告書の内容についての問い合わせ先)

衣笠利則

(電話)

090-3354-8421

収 支 の 状 況

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額				十億				百万				千				円
(前年からの繰越額)																0
(本年の収入額)																0
支 出 総 額																0
翌年への繰越額																0

(注) 「(前年からの繰越額)」は前年の報告書を確認のうえ記載してください。

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額				十億				百万				千				円
員 数																0人

(注) 「員数」は党費又は会費を納入した実人数を記載してください。

(2) 寄 附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額										備 考					
(ア) 個人からの寄附				十億				百万								円
(うち特定寄附)																0
(イ) 法人その他の団体からの寄附																0
(ウ) 政治団体からの寄附																0
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)																0
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)																0
イ 政党匿名寄附																0
合 計 (ア + イ)																0

(注) ・アの区分(イ)について、企業・労働組合等の団体が政党及び政治資金団体以外の者に対して、政治活動に関する寄附をすることは、禁止されています。

・「(うち特定寄附)」を記載する場合は、「個人からの寄附」の内書を記載してください。

・「(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)」を記載する場合は、「小計」の内書を記載してください。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表													
項 目			金 額							備 考			
			十億	百万	千				円				
1 経 常 経 費	(1) 人 件 費								0				(うち本部・支部間の交付金)
	(2) 光 熱 水 費								0				(うち本部・支部間の交付金)
	(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費								0				(うち本部・支部間の交付金)
	(4) 事 務 所 費								0				(うち本部・支部間の交付金)
	小 計 (A)								0				(うち本部・支部間の交付金)
2 政 治 活 動 費	(1) 組 織 活 動 費								0				(うち本部・支部間の交付金)
	(2) 選 挙 関 係 費								0				(うち本部・支部間の交付金)
	(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費 (ア + イ + ウ + エ)								0				(うち本部・支部間の交付金)
	ア 機関紙誌の発行事業費								0				(うち本部・支部間の交付金)
	イ 宣 伝 事 業 費								0				(うち本部・支部間の交付金)
	ウ 政治資金パーティ開催事業費								0				(うち本部・支部間の交付金)
	エ そ の 他 の 事 業 費								0				(うち本部・支部間の交付金)
	(4) 調 査 研 究 費								0				(うち本部・支部間の交付金)
	(5) 寄 附 ・ 交 付 金								0				(うち本部・支部間の交付金)
	(6) そ の 他 の 経 費								0				(うち本部・支部間の交付金)
	小 計 (B)								0				(うち本部・支部間の交付金)
	合 計 (A) + (B)								0				(うち本部・支部間の交付金)

- (注) ・経常経費(人件費を除く。)について、1件当りの金額が資金管理団体として指定されていた期間(国会議員関係政治団体に係る特例規定が適用されていた期間を除く。)に行った支出にあつては5万円以上のものを、国会議員関係政治団体に係る特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円を超えるものについて、その明細を次頁の様式(その14)に記載するとともに、領収書等の写し(当該領収書等を複写機により複写したものに限る。)を添付してください。
- ・政治活動について、1件当りの金額が国会議員関係政治団体に係る特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円を超えるものを、それ以外の期間にあつては5万円以上のものについて、その明細を様式(その15)に記載するとともに、領収書等の写し(当該領収書等を複写機により複写したものに限る。)を添付してください。
- ・当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、その金額を備考欄に()内書きしてください。また、この額の内訳を様式(その16)に記載してください。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

(注) 該当する「□」内に「✓」を記入してください。また、「有」の場合、項目ごとに内訳を（その18）に記載してください。

(その20)

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和5年5月16日

政治団体の名称 明るく活力ある加西を創る会

会計責任者の氏名 底 望 元 子

(代表者の氏名欄は、解散年の収支報告書にのみ記入してください。)

代 表 者 の 氏 名 底 望 利 則

- (注) ・会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではありません。
- ・解散時に複数年の収支報告書を同時に提出する場合、代表者の氏名は解散年の収支報告書にのみ記入してください。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではありません。